

総発第448号
令和8年3月31日

酒田市監査委員 大石 薫 様
酒田市監査委員 田中 斉 様

酒田市長 矢口 明子
(公印省略)

定期監査結果に対する措置等について

令和8年3月6日付け監発第103号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

記

《都市デザイン課》

指摘事項

【収入事務】

○調定手続が適正でないもの

中町にぎわい健康プラザ駐車場使用料について、駐車場精算機の現金収入分の調定が5月分から漏れていたため、監査基準日（令和7年12月31日）時点で収入未済額が△1,145,593円となっていた。

今後は、徴収金の取扱いには十分留意し、速やかに調定手続を行うこと。

■措置内容

監査資料作成時に調定漏れに気付いたため、令和8年1月5日に調定手続を行った。今後は、都度執行状況を確認し、再発防止に努める。

《文化政策課》

指摘事項

【支出事務】

○支払期限から3か月を超えて遅延したもの

旧阿部家消防設備保守点検業務委託（機器点検）委託料13,200円について、令和7年7月8日付けの請求書（支払期限：令和7年8月6日）が届いていたものの、令和

7年11月28日に支払期限から114日遅れで支払処理をしていた。その際、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第8条の規定による遅延利息100円（年2.5%）が生じ、支出科目を新設して流用により対応していた。

請求書の適正な管理を行い、期限内に支払えるよう事務を改善すること。

■措置内容

業務完了報告書が届いた際に、やまがたe申請で請求書が提出されていないか、複数人でメールの確認を行い、確認漏れがないように徹底している。

○支出負担行為として整理する時期から12か月以上遅延したもの

支出負担行為として整理する時期は、酒田市財務規則第36条別表第1に規定されているが、整理すべき日から12か月を超えて遅延し、予算管理に支障をきたしたものがあつた。その他にも整理すべき日から8か月を超えて遅延したものもあつた。

規則にのっとり適正に処理すること。

【内容】

- ・令和6年度 酒田市国指定文化財管理事業費補助金（鶴舞園）
金額：551,000円
整理すべき日：令和6年4月1日（起票年月日＝交付決定日）
伝票入力日：令和7年4月18日（交付決定日から382日後）
- ・令和6年度 酒田市国指定文化財管理事業費補助金（總光寺）
金額：113,000円
整理すべき日：令和6年4月1日（起票年月日＝交付決定日）
伝票入力日：令和7年4月18日（交付決定日から382日後）
- ・令和7年度 總光寺山門屋根修繕補助金
金額：16,000,000円
整理すべき日：令和7年4月1日（起票年月日＝交付決定日）
伝票入力日：令和7年12月8日（交付決定日から251日後）

■措置内容

月末に、支出負担行為の入力漏れがないか、係の朝礼で係長が声をかけるなど確認を徹底している。